

東京都板橋区保健指導実施要綱

(昭和50年4月1日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由により保健指導を受けることが困難な妊産婦及び乳幼児に対して必要な保健指導を実施することにより、妊産婦等の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 保健指導の対象者は、板橋区（以下「区」という。）に居住する、次の各号の世帯に属する妊産婦及び、乳幼児とする。

- (1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- (3) 区市町村民税非課税世帯

(実施方法)

第3条 保健指導票（東京都板橋区母子保健法施行規則（昭和62年板橋区規則第27号。以下「規則」という。）第1号様式）の交付を受けようとする者は、保健指導票交付申請書（規則第2号様式（表））に福祉事務所長又は区市町村長の前条各号の世帯に該当する証明書（規則第2号様式（裏）の世帯調書に記載する場合は当該世帯調書を含む。）を添えて、保健所長に提出するものとする。

- 2 保健所長は、前項の申請書を受理したときは、証明書及び提出された母子健康手帳により保健指導の該当者であることを確認し、保健指導票交付台帳（規則第3号様式）に所定事項を記入のうえ、保健指導票を交付する。
- 3 保健指導票は甲乙丙の3枚複写とし、保健所長は甲票及び乙票を交付する。
甲票……医療機関依頼用兼医療機関控
乙票……費用請求用
丙票……区市町村発行控用
- 4 保健所長は、保健指導票に別表1に定める事業・住所コードを記入して交付する。
- 5 保健指導票の交付を受けた者は、その保健指導票を委託医療機関に提出し、保健指導を受けるものとする。

(保健指導の内容)

第4条 保健指導（診察、検査、療養の指導、疾病の予防及び健康増進に必要な保健上の指導を行うものであり、治療及び単なる身体検査とは異なる。）の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 一般保健指導

- ア 診察（初診、再診）
- イ 血圧測定
- ウ 梅毒血清反応検査
- エ 尿検査
- オ 事後指導

(2) 歯科保健指導

- ア 診察（初診、再診）

- イ 普通健診
- ウ 精密健診（歯科用レントゲン）
- エ 予防措置

（3）新生児聴覚検査

（実施医療機関）

第5条 保健指導を実施する医療機関は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第21条に規定する第一種助産施設及び区長が特に必要と認めるその他の医療機関のうち、あらかじめ区長が委託契約を締結したものとする。

（委託料）

第6条 委託医療機関が保健指導票により請求できる額は、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」の規定に基づき算定した額（以下「算定額」という。）と消費税相当額（1円未満の端数があるときは、切り捨てするものとする。）の合計額とする。

ただし、妊婦、出産の日以後2か月以内の産婦及び出生後引き続き入院中の新生児について保健指導を行った場合、消費税は非課税であるため、委託料は算定額のみとする。

（費用の請求方法）

第7条 実施医療機関は、当月分の保健指導票の乙票（費用請求用）に保健指導総括票（別記第1号様式甲乙の2枚複写）の甲票を添えて、翌月10日までに東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

2 実施医療機関は、保健指導票の所定欄に医療機関コードを記入するものとする。

（委託料の審査及び支払い）

第8条 区長は委託料の審査・支払に関する事務を連合会に委託して行う。

2 区長は委託料の支払いに際し、連合会を通じて、妊婦・乳児健康診査等委託料振込通知書により当該医療機関に通知する。

3 連合会は、区に保健指導票の乙票を送付する。

（保健指導票の有効期間）

第9条 保健指導票の有効期間は次のとおりとする。

- （1）妊婦については、交付の日から分娩日までとする。
- （2）産婦及び乳幼児については、交付の日から1か月間とする。

2 前項いずれの場合も1枚につき1回に限り有効とする。

（保健指導票の交付枚数）

第10条 保健指導票は原則として1回の申請に対し、1枚を交付する。ただし、妊婦については申請時における妊娠月数を考慮し、保健所長が認める2か月間の保健指導必要回数分を交付する。

（周知方法）

第11条 保健所長は、本制度の周知については、福祉事務所長、民生委員等の協力を仰ぐほか、各種広

報手段等を利用して徹底させるものとする。

(事後措置)

第12条 保健所長は、連合会から保健指導票を受理したときは、保健指導票を区で保管し、保健指導の実施結果に基づき指導を要するものについては、適切な措置を講ずるものとする。

付 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成6年6月3日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成9年7月3日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

保健指導総括票 甲（連合会提出用）

令和 年 月分

医療機関所在地

名称（電話）

開設者氏名 ㊟

B A T C H ナンバー
※

点数表	医科	歯科
	1	3
医療機関コード		

事業種目		コード	件数	点数
妊婦保健指導	請求	2 1		
	決定		※	※
産婦保健指導	請求	2 2		
	決定		※	※
乳幼児保健指導	請求	2 3		
	決定		※	※

消費税対象件数
/
※ 件
※ 件

本総括表は、保健指導を実施した年度ごとに作成してください。

※は、記入しないでください。

<提出先> 東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

国保連合会受付印

第1号様式（第7条関係）

保健指導総括票 乙（医療機関控）

令和 年 月分

医療機関所在地

名称（電話）

開設者氏名 ㊟

B A T C H ナンバー
※

点数表	医科	歯科
	1	3
医療機関コード		

事業種目		コード	件数	点数
妊婦保健指導	請求	2 1		
	決定		※	※
産婦保健指導	請求	2 2		
	決定		※	※
乳幼児保健指導	請求	2 3		
	決定		※	※

消費税対象件数
/
※ 件
※ 件

本総括表は、保健指導を実施した年度ごとに作成してください。

※は、記入しないでください。

<提出先> 東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階